

平成30年度
下関市介護保険サービス事業者集団指導

《 個 別 編 》

1、4

(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型
通所介護、介護予防認知症対応型通所介護)

資 料

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

〔 目 次 〕

① 実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？	1
② 勤務形態一覧表に係る留意事項について	11
③ 各種届出の際の留意事項について	12
④ サービス提供中の別サービス利用について	13
⑤ 会計の区分について	15
⑥ その他	16
⑦ 栄養スクリーニング加算の算定で留意すべき事項は？	17

① 実地指導での指摘事項はどのようなものがあるか？

平成29年度は、実地指導を21件実施いたしました。事項別是正改善指導状況の概要は以下のとおりです。

	実地指導時の状況	指導内容
【運営規程・重要事項説明書】	<p>運営規程及び重要事項説明書について、内容に誤りや不十分な箇所があった。</p> <p>【重要事項説明書】</p> <p>①重要事項説明書の内容については文書により利用者へ説明し、同意の上で当該文書を交付しているとのことであったが、交付したことが書面で確認できない。</p> <p>②重要事項説明書の内容については利用者へ説明し、同意の上でその旨の署名を得て当該文書を交付しているとのことであったが、代筆者が署名したもののうち、利用者との続柄について記入がない。</p> <p>③通常の事業の実施地域外に居住する利用者の送迎にかかる費用について、実費を徴収する旨の記載があるが、実費の算出根拠が不明瞭である。</p> <p>④延長サービスの実績があるにも関わらず、当該サービスにかかる提供時間の記載がない。</p>	<p>利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程において、整合を図った上で誤っている箇所を訂正すること。なお、運営規程に変更が生じた場合は、その日から10日以内に届け出ること。</p> <p>①「説明し、同意の上で交付を受けました。」等の文言を記載し、利用者へ説明し同意を得て交付したことが書面にて確認できるよう様式を調製すること。</p> <p>②代筆の場合は利用者との続柄を記入すること。</p> <p>③通常の事業の実施地域外に居住する利用者の送迎にかかる費用について、現状では該当する利用者がいないという理由から、当該費用を定めることが困難ということであれば、当該費用にかかる規定は削除すること。なお、徴収する場合は「通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmにつき〇円」等の文言に修正し、送迎に係る費用の算出根拠を明確にすること。</p> <p>④延長サービスの提供時間について、追記すること</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
<p>【運営規程・重要事項説明書】</p>	<p>⑤料金表に、3時間以上5時間未満及び5時間以上7時間未満の時間区分の地域密着型通所介護費について、算定実績があるにもかかわらず、当該時間区分にかかる記載がない。</p> <p>⑥加算の届出が必要であるにもかかわらず、口腔機能向上加算について記載がある。</p> <p>⑦加算の届出を行っていたにもかかわらず、料金表に、若年性認知症利用者受入加算にかかる記載がない。</p> <p>⑧貴法人の関連法人が運営する有料老人ホームに入居中の利用者について、通所介護サービス提供時間中に発生した昼食代を、当該有料老人ホームの利用料における食費にまとめて請求していたため、当該利用者の通所介護の利用に係る領収証に、実際に提供された昼食代が記載されていなかった。</p> <p>⑨現在届け出ている「時間延長サービス体制」の加算について、料金表においては、所定の単位数を算定するのではなく、実費を徴収する旨の記載となっていた。</p> <p>⑩食事について、聞き取りによると貴事業所にて調理した食事と外部に委託した食事の2種類があるとのことであったが、外部に委託した食事についての料金の記載がない。</p>	<p>⑤想定されうる提供時間帯における地域密着型通所介護費については全て記載すること。</p> <p>⑥届出が必要な加算については届出を行う、又は重要事項説明書から当該加算についての記述を削除することにより、実態に即したものとする。なお、訂正後の内容については運営規程と整合を図ること。</p> <p>⑦貴事業所利用にあたり想定されうる加算については全て記載すること。</p> <p>⑧(介護予防)通所介護サービス提供時間中に発生した昼食代を当該利用者の入居先である有料老人ホームの食費にまとめて請求する場合、請求書及び領収証にその旨を記載するか、又は重要事項説明書等へその旨を記載することにより、貴事業所での請求は行わない旨を明らかにすること。</p> <p>⑨時間延長サービス体制の加算の記載について、所定の単位数に改めること。なお、今後加算を算定せず、実費を徴収する場合は、介護給付費算定に係る変更届を提出すること。</p> <p>⑩外部に委託した食事についての料金も記載すること。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営規程・重要事項説明書】	<p>【運営規程・重要事項説明書】</p> <p>⑪地域密着型通所介護の運営規程において、一部通所介護に対応する表現となっている箇所がある。</p> <p>⑫通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者への送迎費用にかかる起算地点が不明確である。</p> <p>⑬現在届け出ている「時間延長サービス体制」の加算にかかる記載がない。</p> <p>⑭キャンセル料は食事代のみ徴収するとのことだが、キャンセル料にかかる記載がない。</p>	<p>⑪通所介護に対応する表現を地域密着型通所介護に対応するものに訂正すること。</p> <p>⑫「通常の事業の実施地域を超えた地点から」等の文言を追加し、起算点を明確にすること。</p> <p>⑬時間延長サービス体制の加算について記載すること。なお、これまで当該加算の算定実績はないとのことであるが、今後においても算定しない場合は、介護給付費算定に係る変更届を提出すること。</p> <p>⑭キャンセル料について記載すること。</p>
【運営】	<p>【掲示】</p> <p>①貴事業所においては重要事項説明書及び運営規程を掲示しているが、その記載内容に不十分な箇所がある。</p>	<p>①指定(介護予防)通所介護事業者は、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>利用者に対する説明責任として、重要事項説明書及び運営規程を掲示する場合は、今回の実地指導の指摘を改善のうえ、最新のものを掲示すること。</p> <p>なお、重要事項説明書には運営規程の概要及び従業員の勤務の体制が含まれるため、重要事項説明書を掲示する場合は、運営規程の掲示を省略しても差し支えない。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【留意】	<p>【通所介護計画・介護予防通所介護計画】</p> <p>②作成者及び説明者の記載がない。</p> <p>③署名日の欄に、予め日付が印字されており、署名者は氏名のみ記入する様式となっている。</p> <p>④(介護予防)通所介護計画の作成者及び説明者として、生活相談員等の従業者名が記載されていたが、当該計画の作成から説明を経た利用者への交付までの一連の過程が管理者の責任の下で行われていることが書面で確認できない。</p> <p>⑤(介護予防)通所介護計画における署名欄において、代筆者が代筆者氏名のみ記載している事例がある。</p> <p>⑥計画期間を終了した利用者については、サービスの実施状況の記録や評価を行い、利用者又は家族に説明しているとのことであったが、利用者又は家族に説明したことが書面にて確認できない。</p> <p>⑦当該計画について説明を受け同意し署名した署名日が、サービス提供開始日より後の日付となっている事例がある。</p>	<p>②作成者及び説明者についても記載すること。</p> <p>③署名日の適正性の確保のため、その日付については、氏名とともに署名者が自ら記載する様式に調製すること。</p> <p>④(介護予防)通所介護計画は、管理者が作成し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得て交付しなければならない。当該計画をサービスの提供に関わる従業者が共同して作成及び説明を行い、利用者の同意の上で交付した場合であっても、当該一連の過程が管理者の責任の下で行われている旨を、管理者名の記載や押印により明らかにすること。</p> <p>⑤(介護予防)通所介護計画の内容については、利用者本人の同意を得る必要がある。利用者本人が署名することが困難なため代筆者が記載する場合には、利用者氏名ならびに代筆人氏名及び本人との続柄等も記載すること。</p> <p>⑥計画の目標及び内容については、計画期間終了時等には、その実施状況の記録や評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。また、説明を行った旨を記録すること。</p> <p>⑦当該計画についての利用者への説明は、当該計画にかかるサービス提供開始時までに行い、同意を得たうえで交付すること。やむを得ず交付が遅れる場合は、事前に口頭にて説明し同意を得ることとし、当該同意日等必要事項を記録すること。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【共通】	<p>⑧貴事業所では屋外でのサービスも提供されているが、利用者の地域密着型(介護予防)通所介護計画への位置付けが不十分である。</p> <p>【指定通所介護の具体的方針】</p> <p>⑨介護予防支援事業者に報告していた介護予防通所介護計画の実施状況の把握(モニタリング)について、利用者氏名やサービス提供期間の記録はあったが、利用者の状態や当該利用者に対するサービスの提供状況等の記録がなく、不十分な内容であった。</p> <p>【秘密保持等】</p> <p>⑩貴事業所では、サービス担当者会議等で使用する利用者の個人情報については文書にて同意を得ていたが、チラシ等に写真で掲載する場合の、利用者の肖像にかかる使用について文書による同意を得ていなかった。</p> <p>⑪従業者として貴事業所に従事している法人代表者にかかる誓約書を徴取していない。</p> <p>【非常災害対策】</p> <p>⑫利用者の緊急連絡先一覧に不十分な箇所がある。</p> <p>⑬非常災害対策に関するマニュアルについて、事業所休業の判断に関する記載がない。</p>	<p>⑧事業所の屋外でサービスを提供することで効果的な機能訓練等のサービスが提供できる旨を、あらかじめ地域密着型(介護予防)通所介護計画へ位置付けること。</p> <p>⑨介護予防支援事業者に報告するモニタリングの結果については、利用者の状態や当該利用者に対するサービスの提供状況等についても記録することとし、当該介護予防支援事業者が介護予防サービス計画に即した介護予防通所介護サービスであるかどうかを確認できる内容とすること。</p> <p>⑩チラシ等に写真で掲載する利用者の肖像についても文書にて事前に同意を得ること。</p> <p>⑪秘密保持の誓約書については、従業者全員から徴取すること。</p> <p>⑫主治医の連絡先については利用者の個別ファイルには記載があるとのことであったが、利用者の病状急変その他必要な場合に速やかに連絡が取れるよう、緊急連絡先一覧についても主治医の連絡先を追記すること。</p> <p>⑬事業所休業の判断について、マニュアルで定めておくこと。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【運営】	<p>【事故対応について】</p> <p>⑭市に報告が必要な事故が発生していたにもかかわらず、報告がされていない事例があった。</p> <p>【会計の区分】</p> <p>⑮現在の貴事業所の会計では、指定通所介護事業と指定介護予防通所介護事業の収入額が把握できない。</p>	<p>⑭速やかに事故報告書を提出すること。 また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は速やかに事故報告書を提出すること。 なお、今後、市に報告が必要な事故が発生した場合は速やかに報告を行うよう、再発防止に努めること。</p> <p>⑮指定通所介護事業と指定介護予防通所介護事業について、次期決算時より、それぞれの収入額が把握できるよう管理すること。</p>
【設備基準】	<p>①貴事業所の相談室については、事務室と一体的なスペースとなっており、当該事務室に保管されている個人別台帳に記された個人名を相談室の利用者が視認できる状態となっていた。</p> <p>②静養室と届け出ている区画において、マッサージや機能訓練を実施していた。事業者側の説明では、利用者の静養時には当該区画にて静養させるとのことだが、必要時に速やかに使用可能な状態ではなかった。</p>	<p>①個人情報への配慮の観点から、利用者の個人情報に係る書類が視認できないよう、所要の措置を講ずること。</p> <p>②静養室については、常に必要時に速やかに使用できる状態にしておくこと。</p>
【人員】	<p>①従業者にかかる常勤・非常勤の記載がない。</p> <p>②兼務する職種についての記載がない。</p> <p>③複数の従業者が生活相談員を兼務しているため、現状の勤務表の様式では、サービス提供日における専従の生活相談員の配置状況が確認できない。看護職員についても各サービス提供日に看護職員として従事する職員が確認できない。</p>	<p>①従業者について常勤・非常勤を記載すること。</p> <p>②兼務する職種について記載すること。</p> <p>③各サービス提供日において、専従の生活相談員やその日に従事する看護職員が特定できるよう、勤務表の様式を調製すること。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【人員】	<p>④出勤予定の看護職員が急遽休暇を取得したため、看護職員が配置されていない日があった。なお、当該月の所定の算定方法による1月間の看護職員数の平均については1割の範囲内での減少にとどまっており、翌月の末日においては人員基準を満たすに至っていたため、人員基準欠如による減算の対象にはならなかった。</p> <p>⑤複数の月において、生活相談員が人員基準上必要とされる時間数配置されていなかったが、貴事業所が管理する当月分の勤務実績の記録では、サービス提供時間を通じて専従の生活相談員を配置し、人員基準を満たした内容となっており、実態に沿う勤務管理が行われておらず、生活相談員の人員基準欠如となっていた。</p>	<p>④本事例については、看護職員の人員基準減算に該当する場合の減算対象とはならないが、純然たる人員基準違反であるため、行政処分の対象となることに留意するとともに、今後も適正な人員配置に基づくサービス提供を行い、同様の事例が生じないよう再発防止に努めること。</p> <p>⑤本事例については、純然たる人員基準違反であり、改善が図られない場合、指定取消を含む行政処分の対象となり得る。今後は、人員基準の取り扱いにかかる認識を改めたくえ、適正な人員配置に基づくサービス提供を行い、同様の事例が生じないよう、再発防止に努めること。</p>
【報酬】	<p>【個別機能訓練加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】</p> <p>①個別機能訓練加算(Ⅰ)について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等がサービス提供時間帯を通じて1名以上配置されていないにもかかわらず、本算定を加算していた。</p> <p>②所定の計画作成等により、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練を実施したにも関わらず、誤って個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し介護報酬を請求していた事例があった。事業所側の説明では当該事例はチェック体制の不備又はチェック漏れによるものとのことであった。</p>	<p>①所定の基準に満たないサービス提供単位の利用者に対する当該加算の請求は不適切な介護報酬の請求となるため、過誤調整により自主返還を行うこと。また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所要の措置を講ずること。</p> <p>②当該事例は不適切な介護報酬の請求となるため、他に同様の事例がないか自主点検の上、不適切な請求については過誤調整等により自主返還を行うこと。また、他に同様の事例が発生しないよう、事業所内でのチェック体制を整えること。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【報酬】	<p>③個別機能訓練加算(Ⅱ)について、当該訓練にかかる目標について、算定要件の趣旨に沿うものではなかった。</p> <p>【運動器機能向上加算】</p> <p>④運動器機能向上計画に1回当たりの実施時間の記載がない。</p> <p>⑤短期目標、長期目標及び実施期間についての記載がない。なお、貴事業所では、介護予防通所介護計画書に記載された短期目標、長期目標及びサービス提供開始時期が、運動器機能向上計画における当該3項目にも相当するとの取り扱いであった。また、事業者側の説明では、当該介護予防通所介護計画に記載されたサービス提供開始時期と、運動器機能向上計画に記載されたサービス提供終了時期を基に、実施期間として利用者へ説明し同意を得ていたとのことである。短期目標(長期目標)の期間は、おおむね1月(3月)と定めているため、サービス提供開始時期を始期とし、実施期間として説明することは可能であるが、本加算通知に定める利用者側への分かりやすい説明としては不十分であった。</p> <p>⑥運動器機能向上計画の実施期間についてはおおむね3月程度で設定しているが、当該計画書の実施期間記載欄に、誤って介護予防通所介護計画のサービス提供期間を記載している事例がある。</p>	<p>③当該加算は、日常生活における生活機能の維持・向上に関する目標(1人で入浴が出来るようになりたい等)を設定し、当該目標を達成するために機能訓練を実施するものである。</p> <p>なお、貴事業所は本加算にかかる届出を現在取り下げているが、以降再度算定を開始する場合は以上の点に留意の上対応すること。</p> <p>④運動器機能向上計画には、1回当たりの実施時間を追記すること。</p> <p>⑤運動器機能向上計画において、短期目標、長期目標及び実施期間を追記すること。なお、当該3項目は、介護予防通所介護計画の中に記載しても差し支えないが、この場合は、当該箇所が運動器機能向上計画の一部である旨を明記し、本加算にかかるサービスに該当しない、介護予防通所介護の基本報酬で評価されるサービスと明確に区分された様式とすること。</p> <p>⑥介護給付の適正化の観点からも、各計画における記録は適切に行うこと。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【報酬】	<p>⑦運動機能向上加算にかかるサービスを提供した際に、誤って個別機能訓練加算サービスとしての実績を記録している事例がある。なお聴取では記録誤りであるとのことであった。</p> <p>【送迎を行わない場合についての減算について】</p> <p>⑧事業所が送迎を実施していない場合における減算を行っていたが、当日の送迎を誰が行っていたか等を記録していない事例がある。</p> <p>⑨利用者に対してその居宅と事業所との間の送迎を行っていないにもかかわらず、減算を行っていない事例があった。 本減算は平成27年度制度改正により新たに取扱うこととなったものであるが、本改正内容にかかる事業者側の把握不足であった。</p> <p>⑩同一建物減算に該当する利用者に対して送迎を行わない場合の減算を適用し、介護報酬の請求を行った事例がある。</p> <p>【サービス提供体制強化加算(Ⅰ)・(Ⅱ)共通】</p> <p>⑪加算の算定要件である所定の職員の割合について、各月における割合は算出していたが、当該割合から求める前年度の平均の割合について書面で確認することができなかった。</p>	<p>⑦介護給付の適正化の観点からも、各計画における記録は適切に行うこと。</p> <p>⑧請求の適正化の観点から、減算漏れを防ぐため、当該減算については、送迎不要となった理由として、誰が送迎を行ったのか等を記録すること。</p> <p>⑨送迎を行わない場合の減算について改めて通知等により取り扱いを確認すること。また、他に同様の事例がないか自主点検のうえ、本事例のような不適切な請求があれば過誤調整により自主返還を行うこと。</p> <p>⑩同一建物減算の対象となる場合は、送迎を行わない場合の減算の対象とはならないことから、当該請求は不適切な請求となるため、過誤調整を行うこと。また、他に同様の事例がないか自主点検し、同様の事例があった場合は所定の措置を講ずること。</p> <p>⑪算定要件に定める算定方法により、所定の割合を算出し、算定結果について任意の様式で提出すること。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

	実地指導時の状況	指導内容
【報酬】	<p>【入浴介助体制加算について】</p> <p>⑫業務日報と個人別サービス提供記録について記録に齟齬がある。(貴事業所が入浴介助を実施し、業務日報に入浴した旨を記録し、入浴介助体制加算も算定されているにもかかわらず、個人別サービス提供記録には「入浴なし」と記録されていた。)</p> <p>【介護職員処遇改善加算について】</p> <p>⑬一部従業者への賃金改善額の中に、研修受講費として用途が特定された金額が含まれていた。事業者側の説明では、研修受講費を法人側にて支払う旨を周知したうえで研修受講者を募っており、従業者負担にて当該研修受講費を一旦支払い、研修終了後、法人側が同負担額を本加算における賃金改善額の中に入れて支給していたということであった。</p>	<p>⑫介護給付の適正化の観点から、業務日報と個人別サービス提供記録内容に齟齬がないようにすること。</p> <p>⑬当該加算に定める賃金については、研修受講費のような用途が特定された金額は除外することとし、このうえで改めて賃金改善所要額を算出し、実績報告として再提出すること。または、実際の支給額と実績報告書記載額との差額を、手当や一時金等として、加算対象となる介護職員に追加で支給すること。その場合は、既に提出済みの平成28年度における介護職員処遇改善実績報告書については、追加支給した額を含めた実際の支給額を記載した実績報告として再提出すること。</p>

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
 (通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
 介護予防認知症対応型通所介護)

② 勤務形態一覧表に係る留意事項について

勤務形態一覧表の記載例を以下に示します。

職 種		勤務形態	氏 名	事業所名												〇〇デイサービス(2単位目)		備 考			
△年〇月分				第 4 週												4週合計時間数	週平均の勤務時間数	(兼務状況や資格を記入)			
週				4	5	6	...	23	24	25	26	27	28	4週合計時間数	週平均の勤務時間数						
水				木	金	...	月	火	水	木	金	土									
管理者	B	下関 一郎	① ①	①	①	...	①	①	①	①	①	①	①	160	40	〇〇訪問介護事業所管理者兼務					
生活相談員	B	岩国 春子	① ※①	①	※①	※①	...	①	※①	...	※①	研①	①	152	38	社会福祉士、介護職員兼務					
生活相談員	D	柳井 夏子	※②	※②	②	...	※②	...	※②	②			介護福祉士、介護職員兼務					
看護職員	C	山口 雪	◎③	◎③			看護師					
看護職員	D	周南	◎③	◎③			看護師、機能訓練指導員兼務					
看護職員	D	防府	◎③	◎③	24	6	看護師、介護職員兼務					
介護職員	A	長門	①	①	①	160	40						
介護職員	B	下松	①	①	①	160	40	機能訓練指導員兼務					
介護職員	C	萩 次郎	①	①	①								
介護職員	D	宇部 桜子	①	①	①	①	32	8	機能訓練指導員兼務					
「A~D」、「①~④」についても、それらが示す勤務形態及び勤務時間等を明記すること。				勤務時間により配置人数が異なる職種があるため、外部研修等で事業所内でのサービス提供に従事しない時間を明確にし、その時間は勤務時間から除外すること												管理者が他の事業所の管理者を兼務する場合は、その事業所名も記載すること。		勤務時間数、休憩時間の取得等については労働関係法規を遵守すること。		兼務する職種は全て記載すること。	
人員基準上で求められている従業者は全員記載すること。				勤務表中において用いる記号等は、それが何を表すのか、事業所の従業者の誰が見ても分かるよう明記しておくこと。												※：専従する生活相談員		◎：看護職員の職務を担当する従業者		研：研修日	
勤務形態の区分 A：常勤で専従 B：常勤で兼務 C：非常勤で専従 D：非常勤で兼務				勤務時間の区分 ①8：30~17：30 ②9：00~16：00 ③9：00~12：00 ④13：00~16：00 休日：空欄																	

従業者の人員配置が、勤務予定どおりであったかどうかにかかわらず、各サービス提供日において、各従業者が従事した職種、また勤務時間について、業務日誌等に記録するようお願いいたします。なお、従業者が一日で複数の職種（例えば看護職員及び機能訓練指導員等）に従事する場合は、それぞれの職種に従事した時間を分けて記録してください。

また、従業者の員数については、運営規程においても定めておくべき事項です。人事異動等により勤務形態一覧表の修正が必要となった場合は、上記例を参考に遺漏のないよう作成の上、運営規程における従業者の員数の記載内容と必ず整合を図ってください。(運営規程に変更が生じた場合は10日以内に変更届をご提出ください。)

なお、従業者の員数の変更による運営規程の変更については、「平成25年度下関市介護保険サービス事業者集団指導」資料22ページもご参照ください。

③ 各種申請（届出）の際の留意事項について

平成30年4月より、介護予防通所介護事業が、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）に完全移行しました。

それに伴い、各種申請（届出）におきましては、以下の提出先にそれぞれ提出していただく必要がありますので、今一度、確認をお願いします。

(1) 申請（届出）書類等^{※1}

- 指定（更新）申請書
- 指定事項等変更届
- 休止・廃止届
- 再開届
- その他申請（届出）書類

(注) 地域密着型通所介護、通所介護、総合事業では、それぞれ様式が異なります。

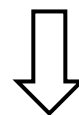
(2) 申請（届出）書類等提出先^{※2}

指定地域密着型通所介護事業
指定通所介護事業



〒750-0006
下関市南部町21-19
下関市役所介護保険課事業者係
TEL：083-231-1371
FAX：083-231-2743

指定第1号通所事業（予防給付型）



〒750-8521
下関市南部町1-1
下関市役所長寿支援課支援係
TEL：083-231-1340
FAX：083-231-1948

- ※1. 申請（届出）書類から「介護予防通所介護」の文言を削除してください。
ただし、添付書類については、指定第1号通所事業（予防給付型）と一体で作成して差し支えない場合があります。（指定（地域密着型）通所介護事業と指定第1号通所事業（予防給付型）を一体となっていて行っている場合に限る。）
- ※2. 一方のサービスのみ申請（届出）しただけでは、他方のサービスにも申請（届出）したことになりませんので、ご注意ください。（例：指定通所介護事業で加算の届出をしたのみでは、指定第1号通所事業（予防給付型）で当該加算を算定することはできない。）

④ サービス提供中の別サービス利用について

通所介護※サービス提供中に、利用者が別サービス等を利用することは出来ず、その時点で通所介護サービスは終了となります。例外的にサービス時間を中抜けとして取り扱うサービスを含め、質問・誤解が多い下記の内容について、適切な運営のため各事業所において、再度確認・周知徹底をお願いします。

※通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護

(1) 理美容サービス

理美容サービスは、介護保険による通所介護サービスには含まれませんが、通所介護サービスの提供場所において、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ありません。

その際は、利用者に必要な通所介護サービスの提供プログラム等に影響しないよう十分配慮するとともに、理美容サービスに要した時間については、通所介護サービスの提供時間から除いてください。

(2) 緊急時の医療機関受診

通所介護サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は、緊急やむを得ない場合を除いて認められません。

なお、医療機関受診後、医師の判断のもと、利用者の状況により、通所介護サービスが再開された場合は、変更後の通所介護サービスの所要時間(医療機関受診前後のサービス提供時間を合算した所要時間)に応じた所定単位数を算定することとしてください。

(3) 買い物(訪問販売を含む)

通所介護事業所は購買活動を行う場ではないため、利用者が単なる買い物(自身の食料や日用品等の購買)を行うことは介護保険サービス事業とは異なるサービスを受けることとなり、その時点で通所介護サービスの終了となります。

屋外サービスとしての買い物や販売業者の訪問を利用しての買い物を行う場合、利用者がサービス提供時間中に購入可能であるのは、通所介護サービスにおいて利用する物品(レクリエーションの材料等)に限られるため、十分理解のうえ、適切な運営を行ってください。

なお、利用者が単なる買い物のために訪問販売の利用を希望する場合は、販売業者の訪問を通所介護サービス開始前もしくは終了後にする等調整してください。

※通所介護事業所において、介護保険外サービスを実施する場合

通所介護事業所の設備及び人員は、営業時間を通じ、原則として専ら通所介護サービス事業の用に供する必要があります。したがって、当該設備及び人員を用いて、当該事業所の営業時間内に介護保険外サービスを実施することは出来ません。営業時間内に介護保険外サービスを実施する場合は、介護保険サービスと介護保険外サービスで、人員及び設備を分けることとしてください。

なお、居宅サービス計画及び当該計画に基づいた通所介護計画において、位置づけられていないサービスや、実費で提供する通所介護サービスは、介護保険外サービスとなりますので、御注意ください。

⑤ 会計の区分について

平成30年4月から、介護予防通所介護が、介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行したことにより、下関市では、会計の区分について以下のとおり取り扱うことといたしました。

(1) 現在の下関市の指導方針

【平成26年度第2回集団指導資料《資料4-1》より】

事業主体により適用を受ける会計基準等が異なるため、適用を受ける会計基準等に従って各事業所ごとの収支状況等の内容を明らかにすることを基本とし、以下の方法で区分されていれば運営基準を満たすものとして取り扱う。

- ①介護保険事業とその他の事業を区分する。
- ②各介護保険サービスを区分する。
- ③介護事業と介護予防事業が一体的に行われている場合は、介護事業と介護予防事業の収入額がそれぞれで把握できれば、同一の会計として処理して差し支えない。

(2) 今後の取扱い

- ・上記②について、

通所介護事業と第1号通所事業(予防給付型)が一体的に行われている場合は、同一サービスとして取り扱う。ただし、通所介護事業と第1号通所事業(予防給付型以外の生活維持型等[※])については、別サービスとして取り扱う。

※生活維持型、運動特化型、短時間運動特化型、短期集中型

- ・上記③について、

通所介護事業と第1号通所事業(予防給付型)が一体的に行われている場合は、通所介護事業と第1号通所事業(予防給付型)の収入額がそれぞれで把握できれば、同一の会計として処理して差し支えない。

上記取扱いは、あくまで各法人が適用を受ける会計基準等に従った上での対応となります。今一度、各法人内にて会計基準等を確認し、適切な会計処理を行うようお願いいたします。

⑥ その他

1. 送迎について

通所介護^{※1}サービスにおいては、送迎サービスが基本報酬に含まれていることから、指定通所介護事業所が、利用者の居宅から当該事業所までの送迎を行う必要があります。

送迎先については、原則は利用者の自宅以外に送迎することは認められません。ただし、送迎先が、毎日訪れ、食事や入浴等を行う日常生活の拠点となっている場合や、送迎先が家族等の家であり、そこに宿泊している場合は利用者の自宅以外に送迎することも可能です。なお、下記要件をすべて満たす場合は、送迎を可とすることも考えられるため、個別にご相談ください。

- ① 他の手段を検討したうえで、居宅以外への送迎がやむを得ない状況であること。(例：認知症、精神疾患の利用者等であって、介護者のいない自宅に送迎すると危険な場合)
- ② 送迎先が事業所から利用者の自宅間のルート上であること。
- ③ 家族等が利用者を受け入れる体制が整っている場所であって、かつ適切に家族に引き継げること。

※1 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護

2. 機能訓練指導員の配置について

指定通所介護^{※2}事業所においては、機能訓練に関する加算の算定の有無に関わらず、機能訓練指導員として「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」を必ず1以上配置するよう求めているところですが、平成30年度より、上記資格に、一定の実務経験^{※3}を有するはり師及びきゅう師が追加されました。

なお、上記資格を有する機能訓練指導員の配置については、「1以上」以外に勤務時間等の基準は定めておりません。各事業所で行う機能訓練の内容及びその頻度に応じて、必要な人数、日数、時間配分を勘案することとしてください。

※2 通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型通所介護

※3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験

◎参考◎

「指定通所介護事業所等における機能訓練指導員の配置について」
(平成27年3月18日付下介第392号)

⑦ 栄養スクリーニング加算の算定で留意すべき事項は？

指定通所介護*事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（低栄養状態の場合にあつては低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を、介護支援専門員に提供した場合に、1回につき5単位を加算する、栄養スクリーニング加算が創設されました。

なお、当該利用者について、自事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合には、算定はできませんのでご注意ください。

※通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

【算定する際の留意事項】

- ① 栄養スクリーニングの算定に係る栄養状態に関するスクリーニングは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 栄養スクリーニング加算の算定に当たっては、利用者について、次に掲げるイからニに関する確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。
 - イ BMIが18.5未満である者
 - ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
 - ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者
- ③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。

【関連する通知】

➤ 「居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順例及び様式例の提示について」（平成18年3月31日老老発第0331009号）

平成30年度下関市介護保険サービス事業者集団指導《個別編》1、4
(通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、
介護予防認知症対応型通所介護)

【関連するQ&A】

〔Q〕当該利用者が、栄養スクリーニング加算を算定できるサービスを複数利用している場合、栄養スクリーニング加算の算定事業者をどのように判断すればよいか。

〔A〕サービス利用者が利用している各種サービスの栄養状態と関連性、実施時間の実績、栄養改善サービスの提供実績、栄養スクリーニングの実施可能性等を踏まえ、サービス担当者会議で検討し、介護支援専門員が判断・決定するものとする。

(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1) H30.3.23 [問30])

【最近の質問から】

〔問1〕記録の様式について、通知(前ページ末尾参照)にある様式「別紙1」「栄養スクリーニング(通所・居宅)(様式例)」を参考にと考えているが、「血清アルブミン値」については、データ取得に困難があるため、削除した様式としてもよいか。

〔答1〕使用する記録の様式については、貴見のとおり、「別紙1」の様式例を使用することが可能。

ただし、ご質問の項目については、当該加算に係る留意事項通知に「血清アルブミン値が3.5% / d 1以下である者」を確認するよう含まれているため、当該項目を当初より一概に省略するのではなく、都度確認に努めることは必要であると考えます。その上で、「別紙1」の様式例の注釈に示されているとおり、確認できない場合は空欄でも差し支えないとされているので、当該項目欄は削除せず残すこと。なお、本市の指導水準として、確認できなかった場合に空欄とするのではなく、確認できなかった旨を記載するよう、運用をお願いいたします。

〔問2〕栄養スクリーニング加算については、「当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。」とあるが、「6月に1回を限度とする。」とも明記されている。当該利用者に対して、6月ごと月5単位だけ算定できるのか。それとも、6月ごと、その月の利用回数×5単位で算定できるのか。

〔答2〕本加算が算定できるのは、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行ったうえで、当該情報を担当介護支援専門員に提供した場合である。

当該利用者の利用回数に応じて算定できるものではないことに御注意いただきたい。